

だめ!コロナ差別

私たちの誇れる松山を

— 今こそ市民一丸となって つくりましょう —

新型コロナウイルスに感染した人、その家族、医療従事者、福祉施設従事者などへの偏見や誹謗中傷などの人権問題が発生しています。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

差別の現実から学ぶ

誹謗中傷の落書き、はり紙

差別的発言、預かり拒否

SNSなどへの書き込み

冷静な行動

正しい判断力と豊かな心情

正確な情報による正しい判断

思いやり、優しい心、感謝の心

◇感染者や濃厚接触者、その家族に

⇒ **「いたわり」の気持ちを!**

◇医療機関や福祉施設の関係者など対応しているすべての人に

⇒ **「ありがとう」の感謝を!**

新型コロナウイルス感染症に関して、人権侵害につながる誹謗中傷を受けた場合には、下記の相談窓口にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口

相談窓口	連絡先	受付時間
松山市 人権啓発課	089-948-6385 jinkenkeihatu@city.matsuyama.ehime.jp	8時30分から17時15分 (平日)
松山地方法務局 みんなの人権110番	0570-003-110 又は 089-932-0888	8時30分から17時15分 (平日)
愛媛県 人権啓発センター	089-941-8037	8時30分から17時15分 (平日)
【SNSやインターネットによる人権侵害】 違法・有害情報 相談センター	https://www.ihaho.jp/ (インターネット相談のみ)	24時間常時受付

※祝日、振替休日、年末年始（12/29～1/3）を除く